

令和8年3月13日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会
委員長 陶 山 荘太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
議案第10号	令和7年度対馬市一般会計補正予算（第10号） 歳入は、所管に係る歳入 歳出は、1款・議会費、2款・総務費、3款・民生費、 4款・衛生費、7款・商工費、9款・消防費、 10款・教育費、13款・諸支出金	原案可決
議案第16号	令和8年度対馬市診療所特別会計予算	原案可決
議案第17号	令和8年度対馬市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第18号	令和8年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第19号	令和8年度対馬市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第20号	令和8年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	令和8年度対馬市一般会計補正予算（第1号） 歳入は、所管に係る歳入 歳出は、2款・総務費、3款・民生費	原案可決
議案第28号	対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例	原案可決

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和8年3月9日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
- (3) 欠席委員 なし
- (4) 説明員 庄司総務部長、藤田しまづくり推進部長、阿比留市民生活部長、三原未来環境部長、田中福祉部長、阿比留保健部長、日高中対馬振興部長、扇教育部長、志賀議会事務局長、井消防長ほか担当課長等

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和8年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託されました案件は〔議案第10号〕、〔議案第16号〕から〔議案第20号〕、〔議案第23号〕、〔議案第28号〕、の8件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は3月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

〔議案第10号〕令和7年度対馬市一般会計補正予算(第10号)のうち、本委員会に係る歳入は、11款・地方交付税で、普通交付税の追加、15款・国庫支出金で、自立支援給付費負担金の追加、事業費の精算や実績見込みなどによる地区避難施設開設事業費、戸籍住民基本台帳費補助金及びデジタル基盤改革支援補助金の減、16款・県支出金で、自立支援給付費負担金及び予防接種事故対策事業負担金の追加、保険基盤安定負担金の減、19款・繰入金で、各種事業の実績見込みによる振興基金繰入金及び財源組替えによる教育施設整備基金繰入金の減、22款・市債で、財源組替えによる教育施設改修事業債の追加、精算等による集会施設建設事業債、公共施設等最適化債、消防防災等施設整備事業債及び教育施設改修事業債の減が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、戸籍振り仮名通知書の郵送に係る役務費、自治体システム標準化・共通化に係る移行業務の実績見込みによる委託料、東里庁舎屋上防水工事及び大山地区避難施設開設工事の精算による工事請負費の減、負担金、補助及び交付金は、実績見込みによる有人国境離島運賃低廉化事業負担金の追加、購入スケジュール変更によるバス購入事業補助金の皆減、積立金は、臨時財政対策債の償還に係る減債基金積立金の追加、3款・民生費で、障害福祉サービスに係る扶助費の追加、後期高齢者医療に係る負担金、補助及び交付金と繰出金の減、4款・衛生費で、診療所特別会計への

繰出金の追加、不用見込みによる対馬クリーンセンター用医薬材料費に係る需用費、し尿処理費の運転管理業務に係る委託料及び、合併処理浄化槽設置事業に係る負担金、補助及び交付金の減、7款・商工費で、企業誘致事業のスケジュール変更による負担金、補助及び交付金の皆減、9款・消防費で、消防団拠点施設建設事業の不用額による工事請負費の減、10款・教育費で、厳原中学校大規模改造(特別教室)事業の事業費確定による備品購入費の減、13款・諸支出金で、旅客定期航路事業特別会計繰出金の追加が、今回の補正の主なものであります。

[議案第16号] 令和8年度対馬市診療所特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比4,648万9千円の減で、それぞれ4億2,410万3千円であります。

歳入は、外来収入及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は1款・総務費で、診療所運営に係る医師、職員等の人件費及び需用費、対馬病院からの医師派遣等委託料、2款・医業費で、医療用器具使用料、診療所で使用するガーゼや注射器、注射針等の衛生用消耗品費及び直営診療所の医薬品代の計上が主なものであります。

[議案第17号] 令和8年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比2億7,062万5千円減で、それぞれ39億2,129万3千円であります。

歳入は、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は1款・総務費で、電算処理システム運用等に係る手数料、国保システム改修業務委託料、長崎県国民健康保険団体連合会負担金、レセプト点検事務に従事する月額会計年度任用職員の人件費、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金、2款・保険給付費で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金、3款・国民健康保険事業費納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分等の県への納付金、5款・保健事業費で、特定健診受診率向上推進事業に従事する会計年度任用職員の人件費、特定健康診査委託料及び人間ドック補助金の計

上が主なものであります。

[議案第18号] 令和8年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比3,155万5千円増で、それぞれ5億5,399万6千円であります。

歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は1款・総務費で、職員の人件費及び後期高齢者医療広域連合事務費負担金、2款・後期高齢者医療広域連合納付金で、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金及び保険料納付金の計上が主なものであります。

[議案第19号] 令和8年度対馬市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比8,927万7千円減で、それぞれ39億6,103万1千円であります。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金が主なものであります。

歳出は1款・総務費で、職員及び会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会委員等の報酬、事前審査謝礼及び意見書作成委託料、2款・保険給付費で、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金及び特定入所者介護サービス費負担金、8款・地域支援事業費で、介護予防・生活支援サービス事業負担金、地域包括支援センターの職員及び会計年度任用職員の人件費、生活支援コーディネーター事業委託料の計上が主なものであります。

[議案第20号] 令和8年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、昨年度比2,557万8千円減で、それぞれ4,553万5千円であります。

歳入は、1款・事業収入で、旅客運賃及び貨物運賃、2款・国庫支出金及び3款・県支出金で、赤字航路事業補助金、4款・繰入金で、一般会計繰入金

歳出は、1款・総務費で、職員及び船員の

船の運航に係る燃料費及び修繕料などの需用費、3款・公債費で、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金、償還金利子の計上が主なものであります。

対馬市旅客定期航路事業の必要性は、十分に理解できるものの、今後は、生活航路として利用している市民個々の利用状況を把握・分析したうえで、地域公共交通との接続などの代替手段の検討も必要ではないかと考えます。

[議案第23号] 令和8年度対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款・国庫支出金で、年金生活者等、児童福祉施設、航路及び路線バス事業者に対する物価高騰対策に係る補助金の計上が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、航路及び路線バス事業者に対する事業継続緊急支援、3款・民生費で、年金生活者等及び市内児童福祉施設に対する物価高騰対策のための負担金、補助及び交付金の計上が、今回の補正の主なものであります。

委員からは、「物価高騰対策のための支援については、必要なところに必要な支援を熟考していただきたい。」などの意見がありました。

最後に[議案第28号] 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、地方自治法に基づき、市有施設等に設置されていた自動販売機に係る徴収金について、その性質を精査し、法令に則した適正な管理運営体制を構築するためのものです。

改正内容は、第8条第1項第2号の「電柱その他別表第2に掲げる物件の設置を目的とする場合の土地の使用については、同表に定める額とする。」の条文内の土地の後に「及び建物」を追加、別表第2中の「区分」に「自動販売機」、「使用料の額（標準税額）」に「1年1台につき、3,000円」を追加しています。

また、備考の第4項に「自動販売機の使用許可の期間が1年未満であると

きは、月割りをもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。」、第5項に「自動販売機の使用料額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を追加するものです。

なお、施行日は令和8年4月1日からということであります。

委員からは、「条例改正については、他の条例等との関連及び各施設の状況を比較・検討し、適正な使用料の設定に努めてもらいたい。」などの意見がありました。

以上、本委員会に付託されました〔議案第10号〕、〔議案第16号〕から〔議案第20号〕、〔議案第23号〕、〔議案第28号〕、の8件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。